平成２６年（フ）第３３７号
函館市本通１丁目12番20号　103
債務者　竹内　秀幸
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３９号
函館市駒場町８番14号
債務者　泉田　喜美
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５８号
北海道北見市とん田東町465番地２、前住所北海道常呂郡訓子府町若葉町11番地
債務者　戸田　壽光
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第９５８号
埼玉県蕨市北町４丁目３番11号　ウイーブ北町101号
債務者　大越　知枝
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７３号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1334番地７　プリヴィレージュＡ103
債務者　田中　健吾
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９１号
埼玉県桶川市朝日２丁目25番２号　第１タキセハイツ６号　木村博方、旧住所埼玉県熊谷市銀座３丁目28番地　フラット銀座205
債務者　馬場　知子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９２号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　12―107
債務者　松谷　清和
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４５号
埼玉県川口市末広２丁目８番２号
債務者　内木　　宜
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４９号
埼玉県新座市東北２丁目33番８―103号
債務者　沼尾　陽子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６６号
埼玉県加須市栄1113番地６
債務者　鈴木　征爾
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８８号
さいたま市浦和区本太１丁目30番６号　コーポ浦和
債務者　野崎加月子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９８号
埼玉県草加市吉町５丁目11番17―504号
債務者　榎本　圭志
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５０６号
埼玉県春日部市上蛭田220番地１　コーポ関根203号
債務者　杉本　　保
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５１３号
埼玉県春日部市西金野井1682番地１
債務者　小林健太郎
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８２６号
千葉市中央区千葉寺町116番地１　サンハイツ204号
債務者　早川由香利
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８６１号
千葉市花見川区幕張本郷５丁目19番32―203号
債務者　石崎　尚茂
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８６７号
千葉市緑区あすみが丘３丁目54番地10　サンライズ土気Ｂ―101号
債務者　武田千佳子（旧姓枝窪）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係